

株式会社さくら都市総合研究所

主席 清水 秀幸
研究員

18 農業の実態と都市政策の将来

そして、農地法第一条では、耕作地の地位の安定を保障することを引き換えに、国民への食糧の安定供給の確保を課している。

これが現在では後継者不在、そして高齢化により事業継続をやむなく断念する農家が増殖しても、その所有農地を容易に売ることでもできなければ、他用途に容易に転用することもできないジレンマとして浮上してきた切実な問題なのだ。

また、同法の条下では、農地の使用と収益を目的とする権利の設定や移転についても厳しい規制を定めている。

条下に定める「使用

られつつある。

及び収益を目的とする権利」とは、所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利や賃借権等が対象とされており、中でも特

片や、それとは裏腹に、農地に対し依然厳しい制限が課されている実態がそこにある。それは「都市計画法」によるものだ。

異なのは、抵当権がその中に含まれていないことである。

(続く)

それに附して、これら権利の設定、移転については、農業委員会をもって厳しい許認可と監視がなされていることである。

清水 秀幸氏（しみず ひでゆき）1952

しかし、昨今急増する耕作放棄地の実情がかんがみ、加えて2009年の改正法成立を契機に、農地バンクの設立、企業算入要件の緩和等、次代を見据え、政府の緩和措置も講じ

年長野市生まれ、76年明治大学政経学部政治学科卒。2013年6月株式会社さくら都市総合研究所を設立。長野市都市計画審議会専門委員、同市文化芸術審議会、観光振興審議会各委員、その他各自治体の審議員等兼任。現在、同研究所主席研究員。



伐採され遊休地となった果樹園(長野市長沼付近)